

施工条件の明示について

工事名称：若葉住宅1号棟南面外壁改修工事

1. 目的

- 1) 本工事を施工するにあたり、工事の円滑化を図るために明示するものである。

2. 工程関係

- 1) 工期は令和8年9月中旬から令和9年2月26日(金曜日)までとする。
- 2) 自治会長等から休工期等の要望があった場合は、受発注者間で協議を行うものとする。
- 3) 工事を行う時間帯は、原則として午前8時から午後5時までとする。

3. 別途工事・関連工事

なし

4. 猛暑による作業不能日数

本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

- 1) 作業不能日数：0 日間
- 2) 上記1)は、環境省が公表する関東地方_千葉県_牛久地点における WBGT 値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去5年分（2021年～2025年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（3日）を除く。）において、8時から17時の間に WBGT 値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したもの5年分を平均したものの。
- 3) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する関東地方_千葉県_牛久地点における WBGT 値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が1)の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

5. 週休2日促進工事

- 1) 本工事は、「市原市営繕工事週休2日促進工事实施要領」に基づく現場閉所による【**通期**】月単位の週休2日促進工事である。
- 2) 対象期間について、夏期休暇として3日間、年末年始休暇として6日間を除くものとするが、各休暇として適切な時期に、この日数以上の休日

（現場閉所）確保に努めること。

6. 用地関係

- 1) 工事車両の出入りは市道コ057号線とする。なお、工事用通路が住民等の動線と交差するため、安全面には十分注意すること。
- 2) 工事車両の駐車場所及び資材置き場等は、工事区画内（仮囲内）の支障にならないよう十分注意する。

7. 公害対策

- 1) 廃棄物等の搬出にあたっては清掃員を配置する等、敷地周辺の汚染防止に努めるものとする。
- 2) 建設機械は、排ガス対策車及び低騒音型を使用すること。

8. 安全対策

- 1) 住民、近隣住民及び一般交通等に、迷惑や支障を及ぼさないように、十分注意して施工するものとする。また住民等の工事範囲への侵入防止を含め、安全対策に十分配慮すること。
- 2) 資材搬入時など大型車両の進入を伴う際には、交通誘導員を配置するなどして安全な交通誘導を図ること。
- 3) 高所作業の際は「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）による墜落制止用器具（フルハーネス型、胴ベルト型及びランヤード等）を使用すること。

9. 仮設施設

- 1) 仮設計画は、設計図書（仮設計画図（参考））を基本とする。
- 2) 仮設施設の構造は受注者の責任において安全性を確認し、適切な保安を行うこと。
- 3) 工事で使用する通路及び用地において、舗装等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議の上、補修する。原則、現状復帰での引き渡しとすること。

10. 設計変更および工事の一時中止

- 1) 本工事の設計変更および工事の一時中止については、建設工事請負契約書及び公共建築工事標準仕様書ならびに本特記仕様書等によるが、具体的な手続き等については、「営繕工事請負契約書に係る設計変更等ガイドライン」（市原市）および「工事請負契約における工事一時中止に係

るガイドライン」(市原市)によることとする。

11. 現場代理人の常駐義務の緩和について

- 1) 本工事は、「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」に基づき、他の市発注工事又は本市内での国若しくは他の地方公共団体発注工事(ただし、国又は他の地方公共団体の承諾が得られている場合に限る。)と現場代理人等の兼務ができる。なお、現場代理人が当該工事現場に不在となる場合においても、現場代理人と監督職員の間で常に連絡がとれる体制を確保すること。
- 2) 請負契約の締結後、工事施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任及び現場代理人の常駐を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。
- 3) 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任及び現場代理人の常駐を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「工事完成認定書」等における日付)とする。

12. ワンデーレスポンス

- 1) 本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。
「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議への回答は基本的に「受付した翌開庁日の17時まで」に回答するよう対応することである。ただし、受付した翌開庁日の17時までに回答することが困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「翌開庁日の17時まで」にすることとする。
- 2) 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。
- 3) 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合や計画工程と実施工程に差異が生じるおそれがある時は、原因を究明するとともに、速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

13. 市原市建設工事関連書類の取扱ガイドライン

- 1) 市原市が発注する建設工事における受注者の提出書類等の取扱いとは各種提出書類の様式を定める法規、法令、規則、規程、要綱、要領等の他「市原市建設工事関連書類の取扱ガイドライン」に準ずることとする。書類事務に情報通信技術(ICT)の利用を希望する場合は、「市原市建設

工事電子メール活用実施要領」や「市原市建設工事情報共有システム試行要領」に基づき監督職員と協議すること。

14. 建設業退職金共済制度に係る掛金収納の確認

上記制度の履行確保を図るため、契約ごとに建設業退職金共済制度の掛金収納実績の確認を行う。

1) 掛金収納の確認方法

- ① 1件500万円以上の工事請負契約を締結した受注者は、勤労者退職金共済機構の掛金収納書を添付した「建設業退職金共済証紙(退職金ポイント)購入状況報告書」(以下「報告書」という。)を工事契約締結後1か月以内(電子申請方式の場合は、工事契約締結後40日以内)に提出すること。
- ② 報告書を期限内に提出できない旨の申し出があった場合は、その理由及び共済証紙(退職金ポイント)の購入予定時期等を記載した「建設業退職金共済証紙(退職金ポイント)購入遅延報告書」を提出すること。
- ③ 購入状況を把握するため、共済証紙の受払簿、掛金充当実績総括表(工事完成時)を監督職員へ提示すること。

15. 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

本工事は、ナフサを由来とする建設資材について、中東情勢の変化等により供給の偏りや流通の目詰まりにより、入手が困難となっている資材(以下、「調達検討資材」)について、調達変更により必要となる経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更により計上をする工事である。

- 1) 調達検討資材は塗料(さび止め塗料、塗料用シンナー等を含む)、防水材(シーリングを含む)、断熱材(押出法ポリスチレンフォーム等)、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板などの資材を想定している。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2) 受注者は、次の①、②のとおり、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員に「調達検討資材に関する協議書」を提出し、協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。
 - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合(受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む)

- 3) 設計変更の際し、受注者は、「調達検討資材に関する実施報告書」、調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票、見積書、請求書等（以下「証明書類」という）の資料を監督職員に提出する。
- 4) 妥当性が確認された別途調達経費について設計変更の対象とする。受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 5) 本運用による設計変更内容は、工事請負契約書第 26 条（スライド条項）の対象外とする。
- 6) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

16. その他

- 1) 施工にあたっては、「市原市建設工事適正化指導要綱」を遵守し、必要な提出物の作成は本工事に含む。
- 2) 契約後、遅滞なく、施工計画書等を作成し、監督職員の確認を得るものとする。
- 3) 本工事は工事カルテの作成及び登録対象工事である。
- 4) 本工事の完成引渡しまで工事目的物及び工事材料を火災保険その他の保険に附すること。加入期間は原則として工事着工から工事完成期日後 14 日の期間とする。
- 5) 受注者は、東洋ゴム化工品㈱又はニッタ化工品㈱で製造された製品や材料を用いる場合には第三者機関による品質を証明する書類を発注者に提出しなければならない。
- 6) 本工事は令和 3 年 4 月 1 日より施行された改正後の大気汚染防止法（以下「改正大防法」という。）及び改正後の石綿障害予防規則（以下「改正石綿則」という。）が適用される工事である。改正大防法第 18 条の 15 及び改正石綿則第 3 条に基づき、改修範囲のすべての材料について、大気汚染防止法施行規則第 16 条の 5 第 2 号及び改正石綿則第 3 条第 4 項に定められる必要な知識を有する者が事前調査（設計図書等の文書を確認した上で、目視による確認（メーカーによる石綿等の使用の有無に関する証明））を行うこと。当該調査の結果を改正大防法第 18 条の 15 第 6 項及び改正石綿則第 4 条の 2 に基づき、都道府県知事及び所轄労働基準監督署長に報告をすること。また、発注者に説明するとともに、現場において公衆に見やすいように掲示すること。
- 7) 受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年 6 月 14 日法律第 35 号）に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）へ加入すること。
- 8) 本工事の着工、施工、完成にあたり、受注者は事前に関係官公署その他

の関係機関と協議を行い、必要な届出手続等を遅滞なく行うこと。